**令和元年度事業報告**

**概要**

　　一般財団法人短期大学基準協会は、令和元年度認証評価を28短期大学に対して実施しました。評価の結果、27校は短期大学評価基準を満たしているものとして、適格と認定しました。1校については、内示後に新たな事実を認識したことから、内示を取り消し改めて内示を行うこととし、評価を継続することとしました。また、平成28年度第三者評価において条件付き適格となった3校について、2校については、指摘事項の改善を認め、1校については、指摘事項の改善が認められなかったことから判定を取り消し、「不適格」としました。

各種マニュアル等の点検・改善を図るとともに、令和2年度認証評価ALO（認証評価連絡調整責任者）対象説明会を申込短期大学ALOをはじめ248名の参加者を得て開催しました。

　　学校教育法等の一部改正への対応のため、「短期大学認証評価要綱」及び「短期大学評価基準」の改定案を作成し、パブリック・コメントの募集を実施しました。

　　大学の認証評価実施に向けて、理事会及び評議員会の議を経て、文部科学大臣へ認証評価機関申請書を提出し、その後、中央教育審議会大学分科会認証評価機関の認証に関する審査委員会のヒアリングを経て、令和2年3月30日、文部科学大臣から大学の認証評価を行う認証評価機関として認証されました。

短期大学が行う自己点検・相互評価活動の支援として、相互評価実施に関するデータを収集し、情報提供を承諾した会員短期大学48校へ相互評価データを提供しました。

　　短期大学に関わる高等教育の調査研究では、短期大学の自己点検・評価活動や内部質保証に資するため、「短期大学卒業生調査」の試行調査を実施しました。

内閣府から義務付けられている公益目的支出計画実施報告書について、最終報告書を内閣府へ提出し、内閣総理大臣から公益目的支出計画の実施完了の確認書を受領しました。

　　本協会は会員制をとっており、令和元年度末現在の会員は276校でした。

令和元年度の事業の内容は次のとおりです。

**◇事業内容**

**１．認証評価の実施等**

（１）令和元年度認証評価の実施

　　　　　令和元年度認証評価については、平成30年6月に全短期大学へ評価申込案内を送付し、7月末に締め切った結果、28校から評価の申込みがありました。

令和元年度の認証評価実施に先立ち、平成30年8月24日に全短期大学を対象に「平成31年度認証評ALO対象説明会」を開催し、法令の改正等に伴う前年度からの変更点等を中心に認証評価、実施体制、実施方法等の説明を行いました。

認証評価委員会では、登録された評価員候補者のうちから127名（待機評価員11名を含む）を選出し、評価校1校につき5名又は4名の「評価チーム」を編成しました。

　　　　　評価員は、評価校から提出された自己点検・評価報告書に基づく書面調査を行い、9月上旬から10月下旬まで2泊3日で訪問調査に臨みました。評価チームは、訪問調査終了後に当該評価校の基準別評価票を作成し、認証評価委員会へ提出しました。

　　　　　認証評価委員会では、機関別評価原案の作成に当たる7分科会を設け、11月18日・11月19日・12月3日・12月4日の4日間にわたって認証評価委員会分科会を開催しました。各分科会では、11月18日・11月19日の分科会Ⅰにおいて、各評価チーム責任者との意見交換を基に基準別評価票について検討を加え、12月3日・12月4日の分科会Ⅱにおいて機関別評価原案を作成しました。

12月12日、認証評価委員会拡大会議において、令和元年度認証評価を実施した28短期大学の機関別評価案を作成しました。今回の評価案で短期大学評価基準の一部を満たしていないと判断された評価校は、条件を付して改善を求め、その報告を待って判定を下すこととしました。

　　　　　12月19日の理事会において、機関別評価案の審議が承認され、12月20日に評価校へ通知（内示）しました。

　　　　　令和2年1月20日までに評価校からの機関別評価案に対する異議申立てはなく、意見申立ては6校から21件ありました。1月30日、認証評価委員会において、意見申立てについての対応案がまとめられ、2月12日の認証評価審査委員会において認証評価委員会の意見申立てへの対応について確認が行われました。

　　　　　令和2年1月30日及び2月20日の認証評価委員会において、機関別評価案に条件を付した6校から提出された改善報告書等について改善を確認し、適格とする機関別評価案が承認されました。また、2校から提出された改善計画書等については改善計画を了承し、3月に提出される改善報告を確認することにしました。2月20日の認証評価委員会では、令和元年度評価の過程で自己点検・評価報告書等の内容に関して、事実確認を必要とする事項が認められた1校の取扱いについて審議を行いました。

　　　　　2月21日の理事会では、年度内の改善を条件に付した4校の改善が確認され、適格と認定しました。また、令和元年度評価校の中で、評価の過程で自己点検・評価報告書等の内容に関して、事実確認を必要とする事項が認められた1短期大学の取扱いについて審議を行いました。

　　　　　3月12日の認証評価委員会において、2校から提出された改善報告が了承されました。令和元年度評価校で、評価の過程で自己点検・評価報告書等の内容に関して、事実確認を必要とする事項が認められた1短期大学の機関別評価案を作成し、令和元年12月の内示を取り消し、改めて内示を行うことについて、理事会に諮ることになりました。

　　　　　3月13日の理事会は、新型コロナウィルス感染拡大防止のため、招集による開催とせず、理事長が定款第39条の規定に基づき、理事会の決議の目的である事項について提案を行い、書面により理事全員の同意を得て、27校の令和元年度機関別評価を適格と認定しました。評価の過程で自己点検・評価報告書等の内容に関して、事実確認を必要とする事項が認められた1短期大学については、評価を継続することとし、内示を取り消し改めて内示を行うこととしました。

　　　　　令和元年度認証評価結果報告書（CD‐R）を作成し、3月26日に文部科学大臣に報告するとともに、会員校、報道機関及び関係各方面へ配布しました。

　　（２）平成28年度条件付き適格校の評価

　　　　　平成28年度の第三者評価において、課題があったため改善を条件として適格とした3校から提出された改善報告書を基に、評価チームが評価案を作成し、認証評価委員会に提出されました。認証評価委員会では機関別評価案を作成し、12月19日の理事会への報告を経て評価校に内示しました。評価校から機関別評価案に対する異議申立て及び意見申立てはありませんでした。

　　　　　令和2年3月17日、理事会に評価案が確認され、指摘事項の改善が確認された2校を適格と認定し、1校については指摘事項の改善が認められなかったことから判定を取り消し、「不適格」としました。

　　（３）令和2年度認証評価の準備

　　　　　令和2年度認証評価については、6月に全短期大学へ令和2年度の認証評価実施要領とともに評価の申込み案内を送付し、7月末に評価申込みを締め切り、9月19日の理事会で私立短期大学の42校を評価校として決定しました。その後、2校から取り下げがあり40校となっています。

（４）令和元年度認証評価の評価員研修会について

　　　　　評価校28校の評価員を対象に令和元年7月8日及び9日の2日間、「令和元年度認証評価 評価員研修会」を開催し127名の参加を得て、認証評価に関する基本的な考え方等について共通理解を図りました。

（５）認証評価要綱、評価基準、各種マニュアル及び実施体制などの点検・改善

　　　　　　改定した評価基準等に対応した評価員マニュアル等の整備を行うとともに、学校教育法等の改正に伴う見直しを行い、「短期大学認証評価要綱」の改定案を作成し、パブリック・コメントを経て、判定を「適格」又は「不適格」としました。

（６）令和2年度認証評価ALO対象説明会の実施

　　　　　令和2年度認証評価ALO対象説明会を、令和元年8月26日に開催しました。令和2年度評価の申込みのあった42校のALO、教員及び事務関係者等、評価申込校以外の会員校関係者及び他関係機関等248名の参加を得て、評価基準、内部質保証ルーブリック及び自己点検・評価報告書作成上の留意点等についての説明を行いました。

　　（７）大学認証評価の検討

　　　　　大学の認証評価実施に向けて、6月に会員短期大学に併設する私立大学に大学機関別認証評価に関するアンケートを実施し、180大学中、137大学から回答を得ました。また、8月23日から9月20日までの間、「大学認証評価要綱（案）」等について、パブリック・コメントの募集を実施しました。認証評価委員会において、文部科学大臣へ提出する認証評価機関申請書を作成し、9月18日開催の臨時評議会及び9月19日開催の理事会の承認を得て、10月21日付けで文部科学大臣へ申請書を提出しました。

　　　　　11月12日開催の中央教育審議会大学分科会において、本協会の認証評価機関の認証について、文部科学大臣から中央教育審議会大学分科会に諮問が行われました。令和2年1月20日に中央教育審議会大学分科会認証評価機関の認証に関する審査委員会のヒアリングを経て、令和2年3月30日、文部科学大臣から大学の認証評価を行う機関として認証されました。

（８）その他認証評価に係る事業

　　　　　令和元年度認証評価の評価員（116名）に対して、その功績をたたえ、ご貢献の感謝の証として評価員認定証を交付しました。

**２．短期大学が行う自己点検・相互評価活動の促進及び支援**

　　　自己点検・相互評価推進委員会は、短期大学間の相互評価の相手校を選定する支援として、相互評価実施に関するデータを収集し、相互評価を希望する会員短期大学にそのデータを提供しています。令和元年度は4月に会員短期大学へ相互評価実施に関する情報提供の調査を実施し、6月に情報提供を承諾した会員短期大学の48校へ相互評価データを提供しました。相互評価の報告を、本協会のウェブサイトに掲載しており、令和元年度に掲載したものは次のとおりです。

・広島国際学院大学自動車短期大学部と愛知工科大学自動車短期大学（令和元年11月掲載）

**３．地域総合科学科（総称）の適格認定・達成度評価**

　　　令和元年度は、地域総合科学科の適格認定の申請、達成度評価はありませんでした。

**４．短期大学に関わる高等教育の調査研究**

　　（１）調査研究委員会では、短期大学卒業生調査に関する研究開発について、認証評価への活用を念頭に置きつつ、在学時の教育プログラムと卒業後の職業との関連性などを確認できるような卒業生調査ツールの開発と提供を目指して準備を進めており、7月～8月にかけて、短期大学卒業生調査（web調査）の試行調査を実施しました。試行調査は、会員短期大学5校の協力を得て、計1,529名の卒業生に依頼した結果、230名からの回答がありました。10月以降に全体集計結果と各協力校の個別集計結果、簡易レポート（全体傾向と個別の分析結果）を送付しました。

（２）短期大学生調査（Tandaiseichosa）は、6月に会員短期大学へ参加を募ったところ、　7月末までに、79校23,495人分の申込みがあり、12月上旬まで調査が実施されました。調査結果は、令和2年2月に参加校に対して個別集計結果及び全体集計結果のデータを提供しました。

（３）令和2年2月17日開催の調査研究委員会では、次年度の事業計画を決定し、短期大学卒業生調査の研究開発について検討しました。

**５．短期大学に関する資料等の刊行及び会報の発刊**

（１）ニューズレターの発刊

　　　本協会の広報委員会は、年3回会報「ニューズレター」を刊行し、会員校はじめ関係者に本協会の活動等についてお知らせしています。令和元年度は第84号から第86号まで発刊し、バックナンバーを含め、本協会のウェブサイト（http://www.jaca.or.jp/）に掲載しています。

（２）認証評価結果報告書（CD）の刊行（再掲）

　　　「令和元年度認証評価結果報告書（CD-R）」は、会員校及び関係機関等に配布し、ウェブサイトにも掲載しました。

（３）「短期大学生調査（2019年）報告書」をウェブサイトへ掲載しました。

（４）短期大学間相互評価報告書のウェブサイトへの掲載（再掲）

　　　令和元年度に相互評価の報告のあった1組の成果をウェブサイトへ掲載しました。

**6．その他目的を達成するために必要な事業**

　　（１）委員会委員の選任

　　　　　5月の理事会において、広報委員会委員の1名欠員に伴う補充が承認されました。

また、令和2年3月31日で認証評価委員会、自己点検・相互評価推進委員会、調査研究委員会及び自己点検・評価委員会の各委員の任期が満了となるため、2月の理事会において、次期候補者案が承認され、理事長から委員長が指名されました。

　　（２）公益目的支出計画実施報告書

　　　　　内閣府から義務付けられている公益目的支出計画実施報告書について、理事会及び評議員会の承認を得て、計画どおり最後の報告書を6月24日付で内閣府へ提出し、後日同府に対して、公益目的支出計画の実施が完了したことの確認請求を行い、9月3日付で内閣総理大臣から公益目的支出計画の実施完了の確認書を受領しました。

　　（３）認証評価機関連絡協議会

　　　　　認証評価機関13機関で組織する認証評価機関連絡協議会（第20回）が9月5日に開催され、一般財団法人大学教育質保証・評価センターの新規加入、2019年度評価担当職員研修について及び大学ポートレートにおける機能拡充・改修について報告がありました。文部科学省からの学校教育法の一部改正について説明が行われました。また、同協議会（第21回）は、令和2年3月2日に開催され、文部科学省から学校教育法第110条第2項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令の一部を改正する省令の公布等について説明が行われました。次いで、認証評価機関連絡協議会ワーキンググループの報告の後、認証評価機関連絡協議会評価担当職員研修会について審議が行われました。

（４）認証評価制度に関する連絡会

　　　　機関別認証評価事業を実施している独立行政法人大学改革支援・学位授与機構、公益財団法人大学基準協会、公益財団法人日本高等教育評価機構と本協会の4機関で当番制により、評価事業の現状報告、今後の予定、当面する諸問題などについて情報交換を行っていますが、12月第3回開催から、新たに大学教育質保証・評価センターが連絡会に加わりました。また、毎回文部科学省担当官から高等教育の現状と課題についての報告を受けています。本年度は、5月、7月、12月の3回の開催がありました。

　（５）高等教育質保証学会

　　　　高等教育質保証学会（会長、本協会原田博史副理事長）は國學院大學渋谷キャンパスにおいて、8月24日・25日に第9回大会、評議員会及び総会を開催しました。認証評価セッション「動き出した3巡目認証評価における内部質保証」では、原田博史副理事長・認証評価委員会委員長が短期大学基準協会の認証評価と内部質保証について発表を行いました。